

生産性向上特別措置法に基づく 先端設備等導入計画の認定状況について

1. 目的・特例措置概要

栗東市では、市内中小企業者の労働生産性の向上を図ることを目的として、国の生産性向上特別措置法に基づき「導入促進基本計画」を策定しました。この計画に基づき、中小企業者が「先端設備等導入計画」を作成し市から認定を受けると、次のような特例措置を受けることができます。

- (1) 平成 33 年 3 月 31 日までの間に先端設備等を取得した場合、当該設備にかかる固定資産税（償却資産）が 3 年間ゼロになる固定資産税の特例措置が受けられます。
- (2) 別枠融資など信用保証機関による必要な資金繰りの支援が受けられます。
- (3) 国によるものづくり補助金等の審査時の加対象となり、補助金の優先採択が受けられます。

2. 導入促進基本計画の概要

- (1) 計画期間：平成 30 年 7 月 2 日（国同意日）から 3 年間
- (2) 対象先端設備等：労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項で定める先端設備等のすべて（機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア。中古資産を含む。）。また、同項第 2 項で定める、一定の期間内に販売されている、生産性の指標が年平均 1 % 以上向上している設備。
- (3) 対象地域・業種：市内全域、全産業
- (5) 対象事業：労働生産性が年率 3 % 以上に資すると見込まれるすべての事業

3. 先端設備等導入計画の認定状況等

- (1) 計画対象：中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項に定められている中小企業者

【業種分類（資本金の額または出資の総額／常時使用する従業員の数）】

- ・製造業その他（3 億円以下／300 人以下）
- ・卸売業（1 億円以下／100 人以下）
- ・小売業（5 千万円以下／50 人以下）
- ・サービス業（5 千万円以下／100 人以下）

〈政令指定業種〉

- ・ゴム製品製造業（※）（3 億円以下／900 人以下）
- ・ソフトウェア業または情報処理サービス業（3 億円以下／300 人以下）
- ・旅館業（5 千万円以下／200 人以下）

※自動車または航空機用タイヤ、チューブ製造業、工業用ベルト製造業は除く。

- (2) 計画期間：3 年間、4 年間または 5 年間 ※目標達成が可能な期間
- (3) 計画目標：労働生産性が年平均 3 % 以上向上するように設定

(4) 認定状況：

認定年月	H30.7	H30.8	H30.9	期間合計
認定件数	2 件	2 件	6 件	10 件
設備台数	2 台	3 台	9 台	14 台
設備金額	59,380 千円	31,416 千円	75,736 千円	166,532 千円

※固定資産税の特例措置対象は、地方税法に基づくため対象等が一部異なる。